

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

(1) 健康を取り巻く社会動向

わが国は、医療技術の進展、社会保障制度の充実、生活習慣の改善等により、平均寿命が延伸し、世界有数の長寿国となっています。その一方で、近年は社会環境の変化やライフスタイルの多様化による食や生活習慣の変化、少子高齢化による医療費・介護給付費の増加など、国民の健康づくりの推進がこれまで以上に求められています。また、WHO（世界保健機関）は、平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の中心に、目標3「すべての人に健康と福祉を」を位置づけ、他の目標と関連づけながら目標達成に取り組むことを促しており、健康づくりは重要な課題の一つとされています。さらに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を防ぐためのいわゆる「新しい生活様式」の経験を踏まえ、今後の様々な感染症の流行状況に応じた生活環境への対応が求められます。

(2) 健康づくりの推進に向けた国や愛媛県の動向

国では、国民の健康の増進の総合的な増進を図るため、平成25年度に「健康日本21（第二次）」を施行し、生活習慣病の発症を予防するための取組や、生活習慣に起因する要介護状態の予防のための方向性を示しています。また、令和元年度に策定した「健康寿命延伸プラン」では、健康無関心層へのアプローチの強化や地域・保険者間の格差の解消に向けた取組を推進しています。令和6年度を始期とする「健康日本21（第三次）」では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとし、その実現に向け新たな基本的な方向性が示されるとともに具体的な目標などが設定されています。

愛媛県では、平成25年度に「えひめ健康づくり21」を策定し、「えひめ あいがおひろがれ！めざせ健康人」をスローガンに、健康寿命の延伸・健康格差の縮小をはじめとした5つの基本的方向に沿って取組が推進されています。

(3) 大洲市の健康づくりの推進

大洲市（以下「本市」という。）では、すべての市民が、温かい人たちに囲まれ、健康で自分らしく、笑顔で安全安心に暮らしていくことができるよう、健やかに暮らせるまちづくりを目指して、令和3年4月に「大洲市健康基本条例」を施行し、同年8月には「健康都市宣言」を行うなど、市全体で健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めています。

平成25年度に策定した現計画の「第2次大洲市健康づくり計画」では、「あなたが城主！健康おおず～健康づくりはわたしが主役！～」をスローガンに、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、行動できるよう目標を設定し取組を進めてきました。

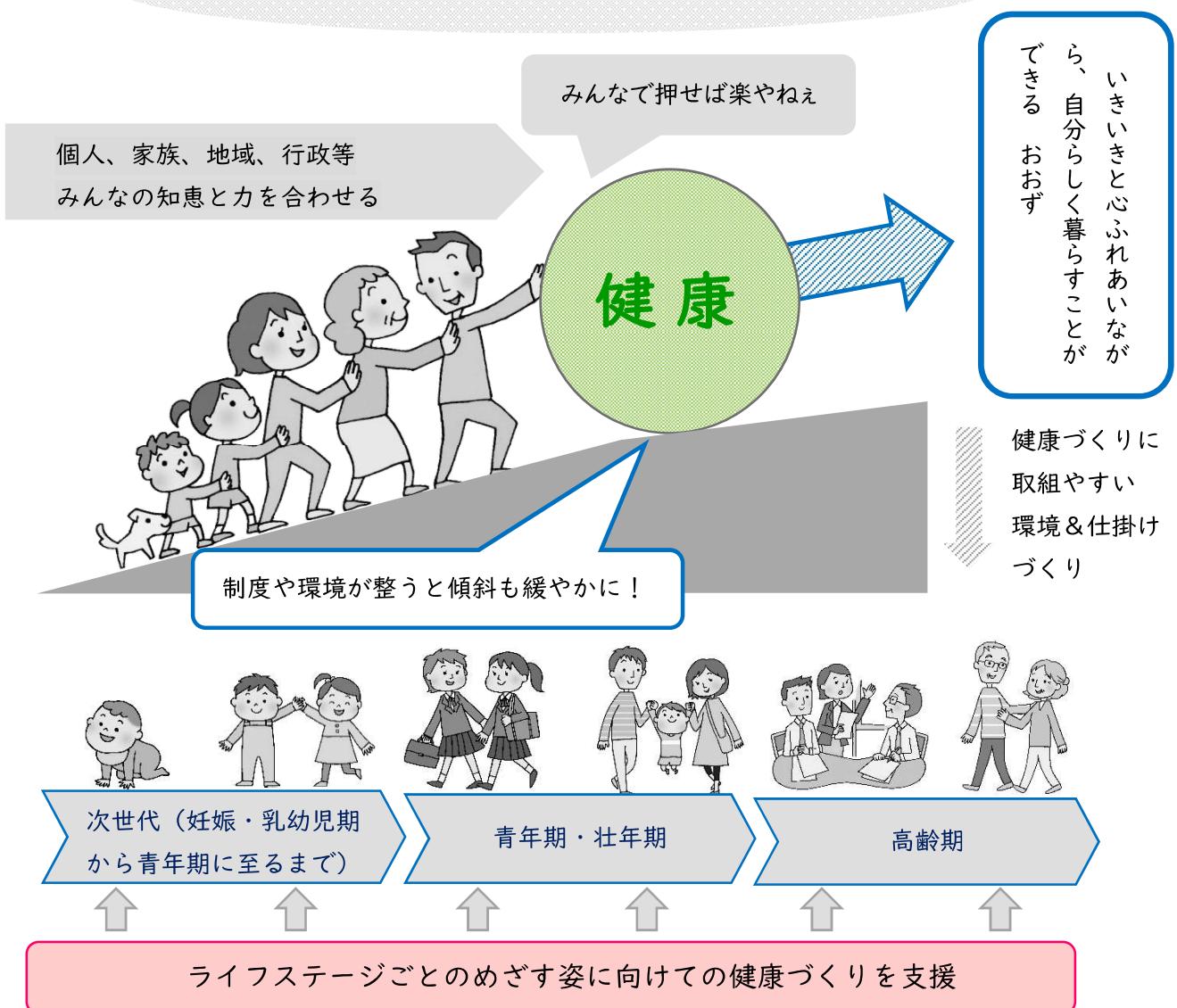
少子高齢化が急速に進展し疾病構造が変化する中で、第3次大洲市健康づくり計画においては、現行計画の評価を行うとともに、これまでの取組の成果、課題を踏まえ、「いきいきと心ふれあいながら、自分らしく暮らすことができる おおず」を基本理念とし、健康づくりと健康寿命の延伸に向けた取組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進します。

2 健康づくりの考え方

本計画は、「いきいきと心ふれあいながら、自分らしく暮らすことができる　おおず」を基本理念としています。「健康になること」を目的とするのではなく、「生涯、自分らしくいきいきと過ごす」ために、大洲市民みんなが健康を一人ひとり「自分ごと」としてとらえることを第一にしながら、個人や家庭だけでは取り組むことが難しい状況にある場合でも、日常の生活中にある様々な活動や関わりの中で、楽しく健康づくりに取り組める仕組みや環境づくりを目指します。

ヘルスプロモーションによる推進においては、専門職が一方的に支援するかたちではなく、住民組織活動を連結させ、市全体の推進力によって「チーム」で健康づくりへ取り組む環境をつくり、幸せな生涯のために「自分」から健康管理に取り組もうという考えを浸透させることが重要です。

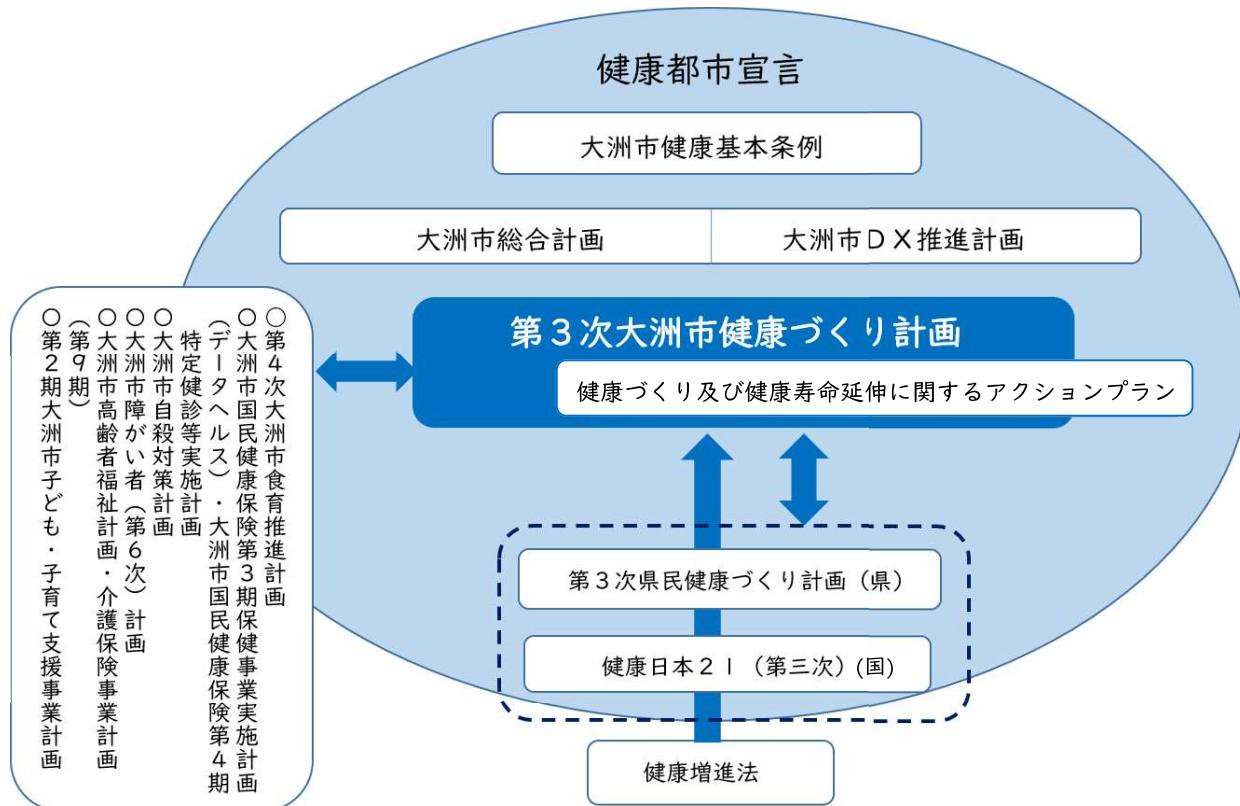
誰もひとりじゃない、「チームおおず」で乗り越えよう。



3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に定める「市町村健康増進計画」であり、国が令和6年度から令和17年度までを計画期間として進める「健康日本21（第三次）」や、愛媛県が作成予定の「第3次県民健康づくり計画」を勘案して策定します。また計画策定においては、国・県の計画を踏まえるとともに、上位計画である、「大洲市総合計画」や「大洲市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」のほか、様々な関連計画との整合性を図りつつ策定します。



(2) 計画期間

本計画の期間は、国・県の計画期間と合わせ令和6年度から令和17年度までの12年間とします。なお、計画期間においては、社会情勢の変化や各施策の進捗状況などを検証し、中間評価と見直しを行うものとし、計画開始後11年をめどに最終評価を行います。

| | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 | R18 |
|-----|-----|-----|----|---------------|----|----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 国 | 第2次 | 延長 | | 健康日本21(第三次) | | | | | | | | | | | |
| 愛媛県 | | 第2次 | | 第3次県民健康づくり計画 | | | | | | | | | | | |
| 大洲市 | | 第2次 | | 第3次大洲市健康づくり計画 | | | | 中間評価 | | | | | 最終評価 | | |

4 計画の策定体制等

本計画の策定は、以下の方法により行いました。

- ・大洲市健康づくり推進協議会

地域住民を含め幅広い関係者の意見を十分に反映させるため、福祉、医療関係、有識者等で構成する「大洲市健康づくり推進協議会」により幅広い関係者の意見を計画に反映する体制をとりました。

- ・府内関係機関との連携（健康づくりコア会議）

府内関係部局（健康・医療・福祉関係者等）との連携を図り、関連する施策の実績評価や課題の整理を行い、計画の内容などについて、横断的に意見調整を行いながら計画に反映しました。



5 健康増進計画と持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs（Sustainable Development Goals）では、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という考え方には、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、それを地域全体で支えることを目指す本市の健康づくりと一致するものです。

本計画では、特に以下に掲げる SDGs の 6 つの目標を意識し、地域や関係団体及び関係機関等と連携のもと、「いきいきと心ふれあいながら、自分らしく暮らすことができる おおず」を目指します。

◆SDGs の 17 のゴール



◆本計画で特に意識する SDGs



貧しい人も、幼い子どもも、だれもが一年中安全で栄養のある食料を、手に入れられるようにします。



すべての住民が健康的な生活を確保できるよう、住民の健康状態の維持・向上に取り組みます。



各種講座や食育の取組等を通じて、生涯にわたって住民の生きる力を育みます。



支え合いと助け合いによる健康づくりを通じ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。



家庭等で食べ物を無駄にしないように、自分たちだけでなく、環境にも配慮した食事を心がけます。



行政、住民、保健・医療・学校・福祉の各機関や関係団体等の協働で心身の健康づくりを推進します。